



平成22年度

# まちづくり説明会 (第2回)

## ■■■ 内 容 ■■■

- 1 今年度の取り組み（報告）
- 2 跡地利用行動計画の概要
- 3 今後の取り組み

平成23年3月2日

北 谷 町



# 1 今年度の取り組み（報告）

## （1）今年度の取り組み

キャンプ桑江南側地区（以下、本地区）では、昨年度に返還後の跡地利用に向けた「まちづくり基本計画」をとりまとめました。

今年度は、「まちづくり基本計画」をもとに、跡地利用を進めていくための「跡地利用行動計画」の策定に取り組みました。

この「跡地利用行動計画」の検討にあたり、まちづくり勉強会(\*)では、「跡地利用における地権者の役割を考えよう」というテーマで議論を行いました。

「跡地利用行動計画」は、勉強会での議論も踏まえて、とりまとめを行いました。

(\*)まちづくり勉強会：自薦他薦による 15 名の地権者で構成

## （2）今年度の活動状況

今年度のまちづくり勉強会や有識者会などの活動状況は、以下のとおりです。

項目	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15
まちづくり活動	まちづくり勉強会				①	②		③	④	⑤		
	有識者会				①	②		③	④	⑤		
	まちづくり説明会			①							②	
ツール活動促進	まちづくりニュース								①			②
	ホームページ更新									更新●		更新●

※まちづくり勉強会：自薦、他薦により選ばれた地権者で構成

※有識者会：安藤徹哉氏（琉球大学工学部環境建設工学科准教授）を座長として、北谷町内のまちづくり有識者と行政オブザーバーで構成

※ホームページ：<http://www.chatan.jp>

## 2 跡地利用行動計画の概要

### (1) 行動計画の位置づけ

本地区の跡地利用を実現するためには、昨年度とりまとめた「まちづくり基本計画」をもとに、準備を進めていく必要があります。

この行動計画は、跡地利用の実現に向けて具体的に必要となる取り組みについて、その内容、手順、役割分担等を示した行動指針となるものです。

### (2) 行動計画の策定条件

行動計画の対象期間は、本地区の跡地利用の実現までとします。

しかし、本地区の返還については時期が明確になっていないため、行動計画において、取り組みの時期（何年何月など）を明確にすることができません。

そのため、跡地利用を進めるのにあたって節目となる事項（下記6項目）によって時間的な位置を示すものとします。

また、この行動計画は、米軍施設の返還を取り巻く状況や、社会経済環境など、今後の状況の変化を踏まえて適宜改訂を加えていくものとします。

#### 《跡地利用における節目となる事項》

- ①返還
- ②引渡し
- ③事業認可（土地区画整理事業）
- ④仮換地指定（工事着手）
- ⑤使用収益開始
- ⑥換地処分（工事完了）

### (3) 跡地利用に向けた取り組み

跡地利用に向けた取り組みは、米軍からの返還に始まり、原状回復、基盤整備（整備内容の計画、合意形成、事業の実施）、土地活用（活用方法の検討、計画、企業誘致）など、多岐にわたります。

それらを整理すると、大きく3つの分野に分けて考えることができます。

#### ①返還に関する取り組み

- ・ 返還要請や返還手順の確認、原状回復や補償内容についての関係機関協議など

#### ②跡地利用の事業推進に関する取り組み

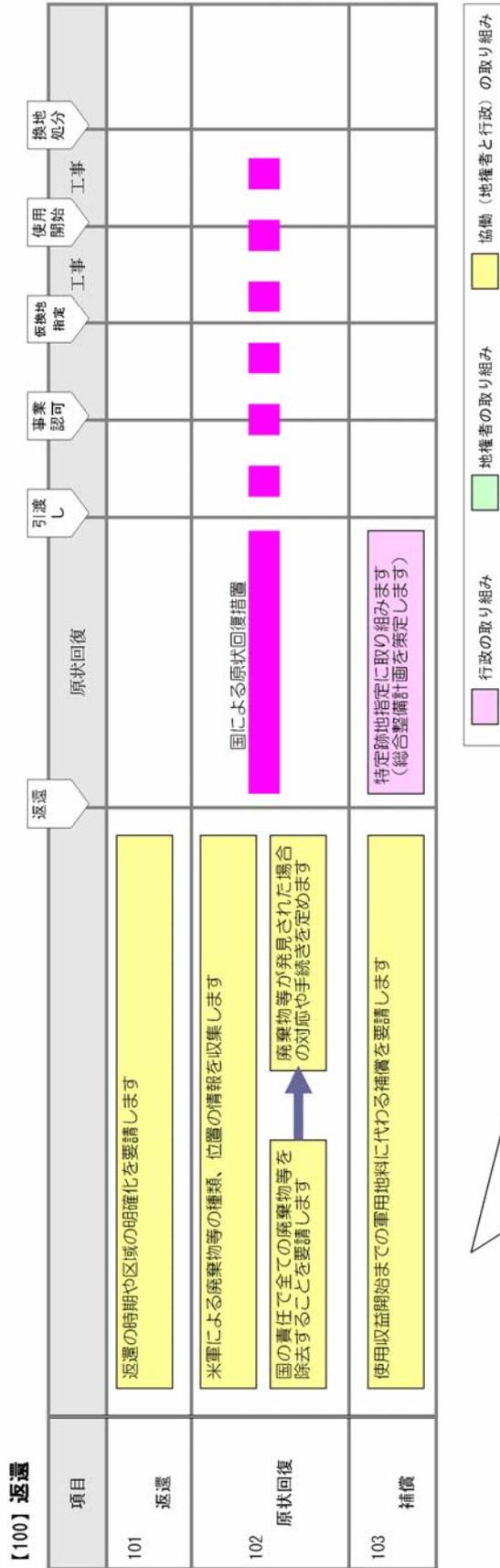
- ・ 文化財や環境影響評価（環境アセス）等の事業実施にあたり必須となる調査の実施
- ・ 跡地利用を実現するための基盤整備の実施手法の検討、関連機関との調整、事業の施行
- ・ まちづくり基本計画で定めた土地利用の実現に向けた検討及び施策の実施

#### ③合意形成に関する取り組み

- ・ 地権者及び町民の意向反映や合意形成のための活動（①②と連携して実施する）

## (4) 跡地利用行動計画 (案)

### ①返還に関する取り組み〔フロー図 (案)〕



#### 《補足》

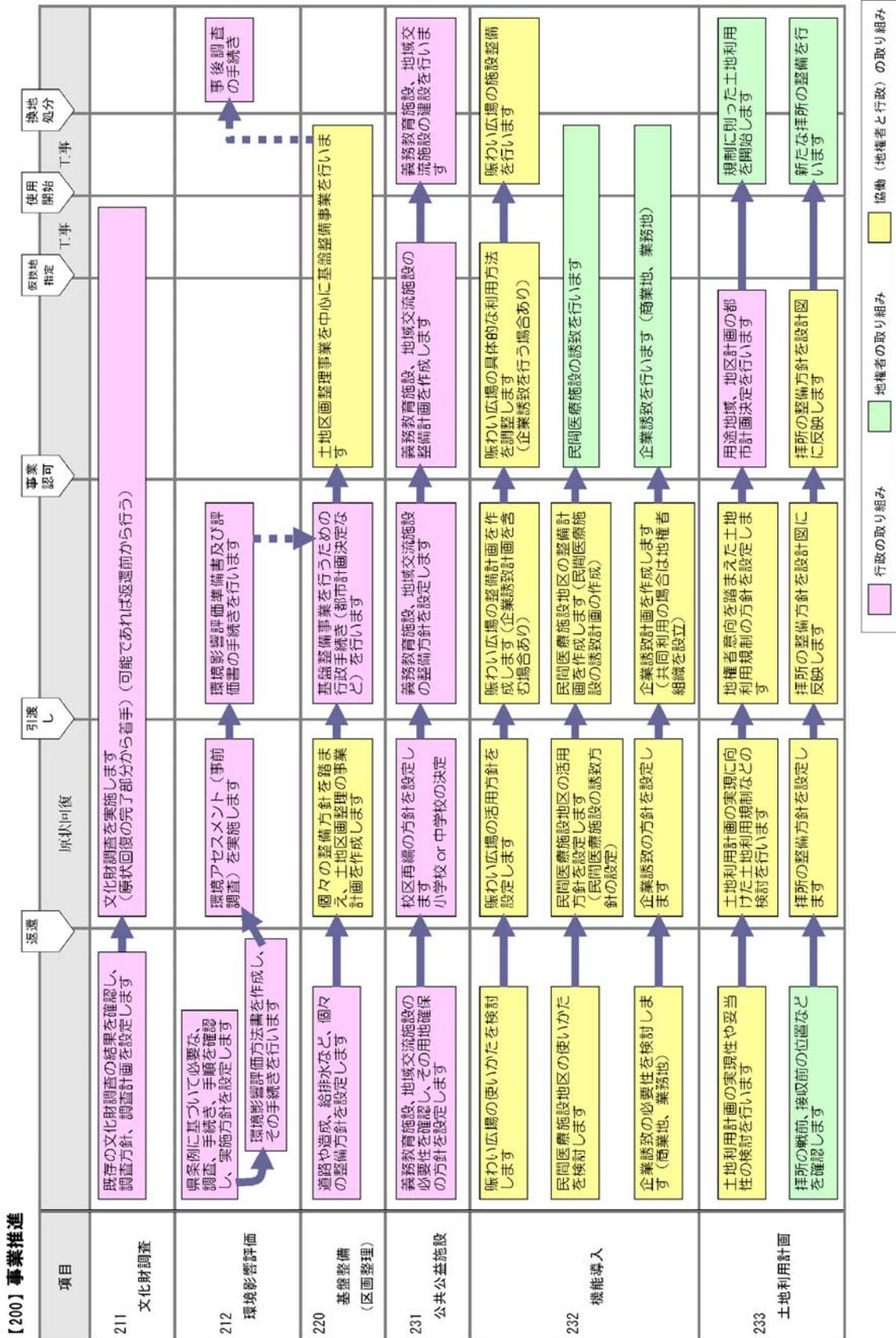
#### 「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案」(平成22年9月 沖縄県)

県知事及び駐留軍用地跡地関係市町村長は連名で、跡地利用に関する現行法制度である沖振法第7章と軍転特措法を一元化して新たな制度を盛り込んだ特別立法とする、新たな法制度について要望しています。

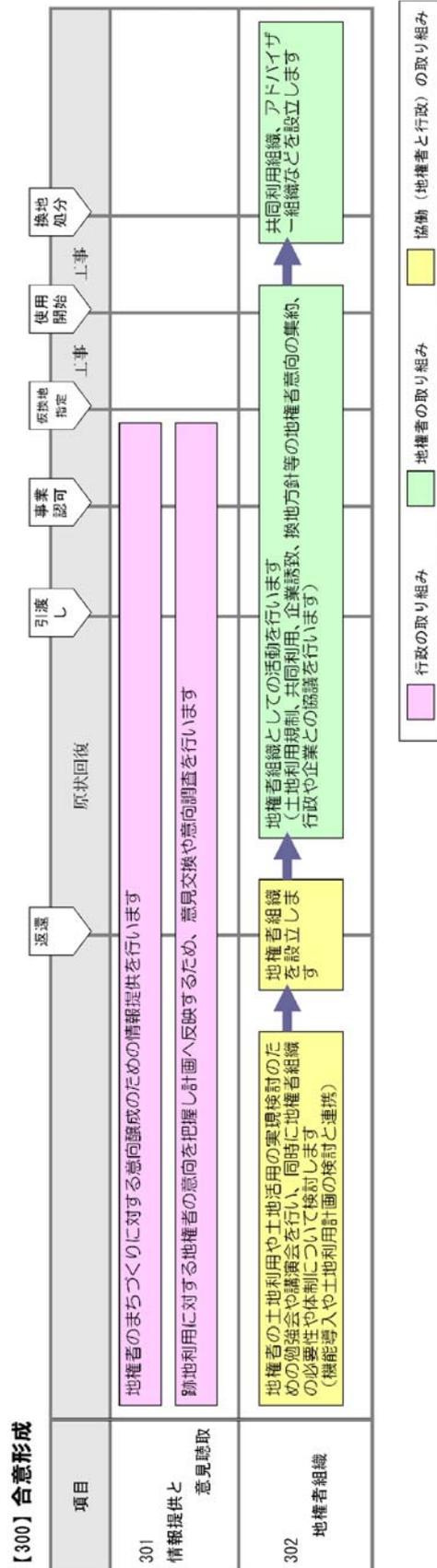
#### 【新たな制度・施策として求めているもの】

1. 返還前の埋蔵文化財・環境調査及び汚染等に関する原状回復措置徹底の制度化
2. 給付金制度の見直し  
(返還から跡地整備完了までの間、土地が使用収益できないことに対する補償として支給する仕組みとする)
3. 中南部都市圏広域跡地(仮称)の指定及び同跡地の事業実施主体の確立
4. 跡地利用を推進するための行政上の特別措置
5. 返還跡地国家プロジェクトの導入(大規模国営公園、軌道系公共交通システム等)
6. 跡地利用推進のための調整機関の設置

## ②跡地利用の事業推進に関する取り組み〔フロー図（案）〕



### ③合意形成に関する取り組み〔フロー図（案）〕



### 3 今後の取り組み

#### (1) これからの取り組み

- 今後は、跡地利用行動計画に示した取り組み事項に順次着手していきます。
- ・ ただし、今回とりまとめた行動計画は、跡地利用に向けて必要となる取り組みの概略です。
- ・ 今後の取り組みによって、跡地利用が具体化していくと、より詳細な計画や取り組みが必要となります。
- ・ 今後の状況の変化も踏まえて、柔軟に取り組んでいくことも必要です。

#### (2) 地権者の皆さんとの取り組み

- 行動計画（フロー図）に示したように、行政だけでなく、地権者の皆さんと協働して取り組むべきことも数多くあります。
- ・ 跡地利用に向けた活動について、地権者の皆さんの積極的な参加と協力をお願い致します。

